

議題 2 募集要項（案）について

【検討事項】

別紙「京都市市民防災センター指定管理者募集要項（案）」について検討する。

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（抜粋）

第 2 条 市長、公営企業管理者又は教育委員会（以下第 15 条までにおいて「市長等」という。）は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設（以下「指定施設」という。）の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 指定施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 第 4 条第 1 項の規定により同項に規定する指定候補者を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (8) 指定管理者に指定しようとする期間
- (9) その他市長等が必要と認める事項